

令和元年 1 2 月 2 0 日

令和元年第 4 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

令和元年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和元年12月20日（金）午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長 澤 憲一
副 町 長 中口 守可	会計管理者 福井 智淑
副 町 長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事 栗山 茂雄
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長 川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長 寺田 武司
総 務 部 長 西 啓介	財政改革部理事 兼税務課長 阪本 隆
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長 今坂 嘉文
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事 中谷 博夫
都市整備部長 家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長 吉田 一誠
まちづくり戦略室 危機管理監 竹下 雅樹	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和元年12月3日から20日（18日）

○会議録署名議員

5番 坂原 正勝

6番 反保 多喜男

議事日程

日程第1	三常任委員長報告
日程第2 議案第83号	工事請負契約の締結について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））
日程第3 議案第84号	工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2））
日程第4 議案第85号	岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

(午前10時30分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和元年第4回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時30分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

12月4日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、三常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、竹原伸晃君。

○竹原伸晃事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告を行います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました7件の案件については、12月6日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第67号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第69号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第72号、工事委託契約の変更について、南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事は委員会記録のとおり質疑応答あり、論はなく、満場一致で可決されました。

議案第73号、工事請負契約の変更について、令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2）は委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第74号、損害賠償の額の決定及び和解については、委員会記録のとおり、質疑応答があ

り、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第77号、町道路線の廃止及び認定については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第81号、岬町企業立地促進条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告は終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、松尾 匡君。

○松尾厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、12月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第67号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第68号、令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第70号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第75号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、反保多喜男君。

○反保総務文教委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました6件の案件については12月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第67号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）につきましては、本委員会に付託されました案件については、委員会の記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第71号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第76号、泉州南消防組合規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第78号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第80号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過及び結果であり、当委員会に付託されました6議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第67号、令和元年度岬町一般会計補正予算(第5次)について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、賛成討論、中原議員、お願いします。

○中原晶 議員 議案第67号、令和元年度岬町一般会計予算補正予算(第5次)について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

この議案第67号の提案には、大阪府の福祉医療費助成制度の改定に伴う内容が含まれております。

厚生委員会の折にその内容についても改めて確認をさせていただいたところではありますが、委員会の中では詳細について手元に資料がないということでしたので、追って確認をさせていただいた内容もございました。

改定の内容としましては、これは2018年度から変更された大阪府の福祉医療助成制度の内容の改定に伴うものでございましたが、昨年度から老人医療費助成制度が廃止をされて、2018年度時点の対象者のうち重度障害者医療の対象として移行された方が224人になったということは厚生委員会の場で確認をさせていただきました。

老人医療の廃止にかかわって、3年間は経過措置ということになっておりますけれども、利用されている方が今年の7月時点の更新時で89人ということでありまして、この89人経過措置の対象となっていることについて、追って確認をさせていただいたところでありまして、

この89人の方々は来年度末で制度の対象外とされる方ということになります。

そのことについては、委員会の中でも大阪府に対して老人医療制度を元に戻すようにぜひ意見を言ってほしいということをお求めたところでありまして、

それから、この問題に対して岬町として対象から外される方、そして、既に外されてしまった

方について何らの救済措置も取られていないし、今後取る見通しが無いということについては遺憾に思っているところでもありますので、このことについてはまだ時間が残されておりますから、ぜひ改善、救済措置をお考えいただきたいと要望申し上げて、議案第67号については賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第67号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号、令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第68号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第69号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第70号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第71号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号、工事委託契約の変更について(南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事について)、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第72号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号、工事請負契約の変更について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2））について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第73号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第74号、損害賠償の額の決定及び和解について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第74号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第75号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について、討論を行います。

討論ございませんか。竹原議員。

賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、賛成討論。竹原議員、お願いします。

○竹原伸晃議員 議案第75号、岬町健康ふれあいセンター指定管理者の指定についてということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

従前から5年間の契約を満了し、今後5年間任せる業者を募集したところ、1社の応募であって、その1社がふさわしいかふさわしくないかという議論をさせていただきました。

その議論の中で、選定委員会の選定理由をしっかりと読み解いて、またその中で議会のほうからも委員会で質問をさせていただいた中、利用者数が増えてきている、これは大きな要因かなと思います。

また、厳しい財政状況の折、しっかりと取り組んでいただけた姿勢も見える。これはとても大きいことであって、岬町は高齢化の進んだまちであります。健康福祉、そこを重点的に取り組むことによって健康寿命を延ばしていく、この一つの大きな施設であるということは間違いない。そこをしっかりと運営していただけたいい事業者だというように判断をさせていただきました。

また、委員会の中でも言いましたけども、利用料金について、これは条例で定めていることなので勝手には変更できませんけども、町の中で町民が利用するということと、この施設を町外の方が利用するのにももう少し負担を求めているかどうかといったことについても、理事者の答弁としては検討してまいりたいと、前向きな答弁をいただきました。

そういうことはしっかりと取り組んでいただいて、事業者と町といい関係で進めていただけたということも申し上げまして賛成の立場とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第75号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号、泉州南消防組合理約の変更に関する協議について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、竹原議員、賛成討論どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第76号、泉州南消防組合理約の変更に関する協議についてといったところにおいても賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

平成24年より泉州南消防組合が発足して以来の課題であった各市町の分担金、これをどうするかということ、当初は5年で何とかしようとしたところが少しずつれ込んだ中で、やはり岬町の分担金というのを低くして、町から負担する額を減らすというようなことをずっと毎年言い続けてまいりました。

その成果もあって、理事者である田代町長にも頑張ってもらって、負担金がおおよそ3,000万円ほど下がるのだといった報告でございました。

やはり、下がる町もあれば上がる町もあって、交渉は難航しているといった中、各市町の状況を聞くと上がる町も住民の理解を得て可決しているということも聞き及んでおります。

できるならば、この消防組合に対する負担金が減額されたことにより生み出されたこの効果額を町の防災、減災に使う、これを目指していただきたいということも踏まえまして賛成の討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第76号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号、町道路線の廃止及び認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第77号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 では、反対討論。中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第78号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の提案は、人事院勧告に準拠する形で議員の期末手当を0.05月引き上げるというものでありますけれども、議員の報酬や費用弁償については住民の議論と合意が必要であると考えているものであります。

住民生活は年金の削減や実質賃金の削減、消費税の増税など一層苦しめられている状況が続いております。そういったもとで住民の理解は得られないと考える立場から、議案第78号には反対するものであります。

○奥野 学議長 次に賛成討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、反対討論の方。

竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第78号、この案件につきまして、反対の立場で討論に加わらせていただきます。

みずからの報酬に当たるこの議案でございますが、先ほど、さきに討論された共産党の中原議員と同じ理由で、住民の理解を得るのが先である。

私は従前から、報酬審議会を開催していただいて議会議員の報酬についてもしっかりと議論していただきたいという立場を声明しており、そういうことでございます。

それと、本年4月に私たち統一地方選挙において選ばれてきたといったことはありますが、やはり無投票であったということも肝に銘じなければならない。

それと、6月議会で私が提案させていただきましたけども、議員定数の削減についても反対多数で否決されたといったこともございまして、やはり議会としてこの行財政の厳しい中、何かを取り組まなければならないといった、住民に見られているところにおいて、やはりみずからをしっかりと律することが必要だな、このように思いますので反対討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに反対討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第78号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

反対ですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 反対討論、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第79号に賛同しかねる立場で討論を行います。

この提案についても、議員同様、特別職ですから、町長、副町長、教育長の一時金の引き上げということになりますけれども、私は特別職についても受け取る報酬等は住民の議論や合意が必要であるとする立場であり、先ほど来申したとおり、苦しい住民生活のもとで理解は得られないと考えるものであります。

しかしながら、特別職の独自カットを行っているところであり、その努力を考えますと反対するには忍びないとも考えるものであります。今回の提案には賛同しかねるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方おられませんか。

賛成ですか。

○竹原伸晃議員 はい。

○奥野 学議長 竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第71号の件に関しましては、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、また中原議員が言われましたけども、特別職のほうは独自カットをもう既にされているといったことは大きなことございまして、ほかの市町の首長並びに三役に比べましても低い額でいただいているといったことも見受けられますので、今回の案件については賛成の立場でさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに討論の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第79号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんね。では、賛成討論、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第80号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛同する立場で討論を行います。

この提案は、8月に行われた人事院勧告に基づいて改定が行われるという提案でございます。

8月の人事院勧告においては、民間と公務員の給与の差が生じているということから、賃金については0.05月の引き上げが提案されるところであります。

しかしながら、この0.05月というのは官民較差の調査に基づく民間の結果には追いついておらず、公務員の生活の改善にはほど遠いと言わざるを得ません。

また、引き上げが30代半ばまでの若年層にとどまっており、さらに再任用職員の見直しも今

回は図られず、住宅手当についてもさらに改善が必要であります。

申し上げたとおり、プラスの改定を反映したものではありませんが、課題を残すものでありまして、これをさらに町独自で改善もし、今後の職員の皆さんの労働意欲を喚起し、そのことが住民サービスの向上につながるよう、今後のさらなる努力を求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第80号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第81号、岬町企業立地促進条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第81号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

以上で三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さんご苦労様でした。

○奥野 学議長 日程第2、議案第83号、工事請負契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第2、議案第83号、工事請負契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））をご説明いたします。

本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、

地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の金額につきましては、変更前1億1,892万9,140円、うち消費税及び地方消費税の額1,081万1,740円を変更後1億3,090万8,800円、うち消費税及び地方消費税の額1,190万800円に変更するものでございます。

変更契約金額といたしましては、1,197万9,660円、10.07%の増額となります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1、株式会社松建興業代表取締役 松尾敏生でございます。

主な変更内容につきましてご説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページをご覧ください。

本工事の工事箇所は町道畑山線から南海本線までの区間となります。

2ページに工事変更箇所、3ページ、4ページに主な変更内容を掲載しております。

なお、3ページ、4ページの丸数字は、2ページの図面の丸数字箇所となります。

3ページをご覧ください。

①土工・坂路工につきましては、現場発生土を工事間流用するため、運搬・敷き均し・整地工事を追加するとともに、運搬時の一般車両、歩行者への安全対策として交通誘導員を配置するものです。

また、隣接する田畑への坂路の設置箇所を21カ所に変更するもので、変更金額は7万1,000円でございます。

②排水構造物につきましては、道路整備の進捗に伴い、大雨時に既存水路等の排水不良が確認できたことから、既存水路の合流部に現場打集水柵を追加し、また流末の排水路の一部を改修するもので、変更金額は240万8,000円でございます。

③防護柵工につきましては、令和元年5月8日、滋賀県大津市で保育園児らの列に車が突っ込み16人が死傷した事故を受け、大阪府警の指導により、歩行者の安全確保のため歩車道境界部に車両用防護柵を追加するとともに、歩道部の転落防止柵について歩行者のさらなる安全確保のため、柵の構造を横柵から縦柵に変更するもので、変更金額は522万円でございます。

④アスファルト舗装工につきましては、来年度工事において側道からの工事用車両等による土砂の搬出作業等があり、側道部の舗装を損傷する恐れがあるため、施工予定の側道部の舗装を取りやめるもので、変更金額はマイナス433万3,000円でございます。

⑤橋梁工につきましては、鉄道運行の安全対策のための跨線橋取り付け部の落下防止柵につきまして、南海電気鉄道株式会社との協議により橋台部の両側2カ所に高欄を含む落下防止柵を、

また橋台部の点検のための検査路を町が施工するもので、変更金額は637万3,000円でございます。

4ページをご覧ください。⑥雑工事につきましては、工事施工場所に特に近接している近隣民家への対策として、工事用車両による砂埃飛散防止のため防塵舗装、防塵保護シート等を追加するとともに、工事施工範囲内に埋設されていた地中障害物の取り壊し処分を追加するもので、変更金額は156万9,000円でございます。

なお、本項目につきましては図面への記載を省略させていただいております。

⑦照明灯設置工につきましては、橋台付近の道路照明につきましては、電気配線等をその2工事で施工するため、その2工事として設置を予定していた道路照明灯2基について、その1工事を変更するもので、変更金額は67万2,000円でございます。

以上が、平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事その1の主な変更内容でございます。

今回の変更が生じた理由につきましては、大阪府警、大阪府等との関係機関協議に時間を要したことなどにより、当初の工事発注におきまして十分設計に反映ができていなかったことによるものと担当課からは聞いております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 まず1点目に、改めて工期についてこの場で確認をさせていただきたいと思えます。

それから、先ほどこの提案が遅れた理由、要は、委員会付託が行えなかった理由についてはお聞きをしたのですけれども、私、とてもたくさん聞きたいことがあるのです。

ただ、この場で聞いてもなかなかわかりづらいこともあると思うので、幾つかに絞ってお尋ねをしたいと思えます。

先ほど説明の中で、参考資料に基づいてご説明をいただきました。

参考資料の3ページで、①土工・坂路工のところで、交通誘導員を配置するということが一つの増額の理由ということで説明をいただきました。

これは、今、工期についてお尋ねしましたが、工期が延長されるということによるものなのか。

それから、どこに配置されることになるのかお尋ねしたいと思えます。

それから、②の排水構造物工なのですが、大雨の対策が必要になったということで、この適切な措置であろうということは思うのですが、排水不良が確認できたということが述べられておりまして、このことは、いっとうやって確認ができたのかお聞きしたいということと。

それから、流末の排水路の一部を回収ということで、図面には改修する場所についても記されておりますが、これも大雨対策ということになるのか確認をしたいと思います。

それから、④のアスファルト舗装工ですが、これは舗装を取りやめるということで減額が提案されておりますけれども、これは全体の工事が完了したら改めて舗装するということになるのか、今後についてお聞きしておきたいと思います。

それから、⑤の橋梁工にかかわってお尋ねするのですが、先ほど可決をされました議案第72号で橋梁上部工架設工事の案件がございました。

⑤と同じような工事がこの橋梁の上部についても実施をされるというように受けとめていいのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、⑥の雑工事について参考までに、影響を受ける近隣民家、何軒であるのかお尋ねしたいということと。

それから、この⑥の後半部分で、地中障害物の取り壊し処分を追加する。これは取り壊しの処分についてのみ追加するということなので、もともと障害物については認識されていたということかと思っておりますけれども、そうであるならば、取り壊しの処分費をなぜ追加しなければならないのか。当初から議会への提案の中にこのことは予算化されていなかったものなのか、お聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 お答えいたします。

まず1点目の、議員ご質問の工期ですが、現在発注している工事につきましては、今年度末3月31日を工期として工事を進めております。

それと、続きまして土工・坂路工につきましては、これは工期と関係するのかというご質問。

それと、交通誘導員の配置箇所なのですが、これは工期とは関係しません。

まず、交通誘導員の配置につきましては、現場の発生土を工事を進めるにあたりまして、工事工区外に搬出するというので、ガードマンの配置としましては畑山線の工事進入路部に追加と、それと南海高架下からルートの的に府道752号線に入るまでの間の交差部と土砂の搬入箇所付近の道路部に配置する人員を考えております。

それと、排水構造物についてですが、排水構造物の不良確認、流末の排水の一部とはどういう

ことかということにつきましてお答えいたします。

本道路の整備区間は以前は田畑でありましたので、大雨時には用水の切りかえ等で既設排水路に負担がなかったという形でしたが、道路を整備することにより、田畑の真ん中に道路を整備しました、今回、それによりまして、従来の田んぼの田畑間の水の流れが変わったために、大雨の降雨に対応するために水の流れを変えるいろいろな処置を行いまして集水枡を追加し、既存水路の改修を行いました。

それと、時期がいつわかったかということですが、工事を進めるにあたりまして、昨今、大雨がありましたので、そのときに再度確認しまして、排水経路を確認しましたところ、一部、当初設計に不備がありましたので、現場サイドで対応する予定でございます。

続きまして、アスファルト舗装につきまして、アスファルト舗装の時期なのですけれども、今回、このアスファルト舗装の取りやめの部分につきましては、本線道路ではなく側道といいまして、田畑の降り口に関連する車道の舗装部ですので、時期につきましては来年度、今回、債務負担で上げさせていただいています、来年度に施工予定でございます。

続きまして、橋梁工ですが、橋梁工の記載されている内容につきましてご説明させていただきます。

今回、この橋梁工に記載という形で変更内容に上げさせていただいている内容につきましては、南海を渡る橋面ではなく、南海の橋面の取り付け部の町が施工しました橋台の両側に落下防止柵、コンクリート製の高欄と落下防止柵をつくる工事でございます。

ですから、先ほどの南海の委託分とは工事範囲が違っております。

続きまして、雑工事の隣接する民家の件数ですが、この部分につきましては、その1工区で町道畑山線から大日美崎苑線までの間のところの美崎苑線の角の方と、みさき公園寄りのおうちの方2件に対応しているものでございます。

件数につきましては、私、今現在、明確に把握していないのですけれども、数件程度だと聞いております。

それと、一部側道部付近の民家の方からもご指摘がありましたので、その辺も対応していると聞いております。

それと、もう1点、取り壊し処分について、当初から認識していたかというご質問ですが、この分につきましては、掘削途中で地中から出てきましたので、当初の認識はありませんでした。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただきました工期なのですが、先ほどのお答えでは、現在、

工事を発注している工事は3月末とお聞きしました。

私は、今回の提案にかかわってお尋ねしているわけで、この新たな工事が追加されることで、今、確かに、今回は変更ですから、工事内容の変更に伴って金額が変更しますよと、それによしいですかというのを私たちは問われているわけなのですが、その工事内容が変わる、そのことによって以前、議会に提案され、また可決された工期は、来年の3月末までということで可決されましたが、その工期がさらに延びるといことが今回の提案が可決された後に起こるのではないのですかと、そういうこととお聞きしています。

もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、①の土工・坂路工について、交通誘導員の配置場所3カ所お答えいただいたと思います。

それで、ちょっと聞いていて、私、聞き逃したというか、聞き間違ったのかもしれませんが、3カ所ともその1、平成31年度町道海岸連絡線道整備工事（その1）の範囲内で間違いありませんか。

何か私、この後に出てくる（その2）の範囲のことを言っているのかなと思ったのだけど、間違いはないのですね。間違いなければそれで結構です。

②の排水構造物工でお答えいただいた中で、私はここで二つの事柄をお尋ねしました。

流末の排水路の一部改修についても大雨対策ですかとお尋ねしましたが、そのことについて明確な答弁なかったので、もう一度、念のためお聞きしておきたいと思います。

それから、⑤の橋梁工なのですが、先ほどお答えいただいた中身は、私の聞いていることによくお答えをいただけておりませんが、私は関連してお聞きしたわけで、既に可決をされた議案第72号で、南海電鉄が事業を行う橋梁の上部工の部分もこれと同じように高欄を含む落下防止柵、高さ3.0メートルのものが施工されるのかということをお聞きしたのですよ。

当然、そういうようにされると思うのですが、（その1）で片一方海側を高くして、後でまた説明されるでしょうけど、（その2）でまた高くして、その隙間の南海の電車が通る上だけが低かったり、違う格好だとおかしいなどは思っているのですが、同じようにされるのですかということをお尋ねしていたのです。

それで、また参考にお聞きするのですが、先ほどの議案第72号の中では、高欄を含む落下防止柵のことまでは、ちょっと工事の中身にきっちり入っているのかよくわかりませんが、そのことについても合わせてお答えいただきたいと思います。

⑥の雑工事につきましては、影響を受ける民家は2軒とおっしゃったり、数軒程度とおっしゃ

ったりしておりますけれども、お答えいただいた中からも推測できますが、側道部からも影響を受ける民家があるようで、指摘を受けて対応をなさろうという姿勢が垣間見えましたので、そのようなことをご迷惑のないように対応していただきたいと思ひますし、今回、156万9,000円と、その部分については予算化をしているようですけれども、事によっては少し増額が必要になってくるかも知れません。ですけれども、近隣民家がこの工事で迷惑がかかるようなことがないように留意していただきたいと、この点については要望をしておきたいと思ひます。お願ひします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 お答えいたします。

1点目の工期についてですが、今回、変更内容で、いろいろ変わっておりますが、完了工期としましては3月31日でございます。

続きまして、大雨対策についてですが、今回、水路を改修し、水の流れを変えることによって既設の水路の断面改修も必要になりますので、大雨対策の一環となります。

続きまして、橋梁工の分で、南海の上部につきましては、南海電鉄が施工するという形になっております。同じものを施工するという形になっております。

○奥野 学議長 中原議員、もうよろしいですか。

ほかございませんか。松尾議員。

○松尾 匡議員 関連で、橋梁工についてなんですけどね、これは額一番大きいと思うのですね、変更の額の中で一番大きいのですが、なぜこれ、当初わからなかったのかということですね、というのと、これいつ、そして、なぜわかったのかというのを教えていただきたいと思ひます。

あと、1の土工と坂路工について、当初が27カ所、坂路工ですよ、27カ所予定していたところが変更で21カ所になったと、その理由もあわせてお聞きしたいと思ひます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 お答えいたします。

まず、橋梁工の落下防止柵、高欄を含む落下防止柵の件につきまして、当初私どものほうでは、南海が橋梁の近くなので、南海の一連作業として、南海が委託してるものという認識でございました。それで、南海と協議する中で、進めていく中で、鉄道限界外でございますので、設置場所につきましてはですね、それで町さんのほうでという形で協議を進めて、町がするという形になりました。

それと、坂路工の、当初27カ所で計上して、変更で21カ所という数量の差ですけども、

工事を進めていくにあたりまして、路側構造物ができますので、それで地権者、隣接する地権者の方とお話しまして、その辺、要る・要らないという話もありますので、その辺を精査した結果、今のこういう形に数量が変更になりました。

○奥野 学議長 よろしいですか。松尾議員。

○松尾 匡議員 橋梁工の、その理由ですよね。理由なのですけど、それはわかりました。ただ、それをいつ、その協議でわかったのかというのを多分、まだお答えされてなかったのと違うかなと思うので、そこだけお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 お答えいたします。

時期ですけれども、今回、南海が今現在、桁をかけている作業をしていただいています。それで、続いて横の高欄をすると、コンクリート製の高欄をして、上に落下防止柵をするという話で進んでおり、その発注して、その工事の進捗の中で、再度協議しまして、施工についてお話ししたところ、南海の認識と町の認識とのずれが生じていたものと考えております。

それは、今回発注する、南海と協定を結んで、昨年度協定を結んで橋梁、桁のほうをやっていただいていますので、その時期です。明確な日にちは、ちょっとわかりませんが、南海が現場に施工して、そのときに打ち合わせして、ちょっと日程的には明確な記憶はございません。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、南海が桁をかけている工事ですけれども、それにつきましては、7月か8月ごろに現場のほうに、いわゆる乗り込んでくるという形で現場のほうに入られました。その時期に工事内容の確認ということで、すり合わせをさせていただいたのですけれども、その時点で、南海のほうではその両側、されないということを我々が、私どもが初めて認識したということで、協議的には、どうしても南海の管理区域外ですので、そこについては町がするというので、一定、そのような打ち合わせも、その以前にあったようにも聞いておりますので、我々の認識が甘かったということでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第83号、工事請負契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第84号、工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第84号、工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2））をご説明いたします。

本工事は、現在施行中ではありますが、工事内容の一部変更により、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前8,299万9,400円、うち消費税及び地方消費税の額754万5,400円を変更後1億88万4,300円、うち消費税及び地方消費税の額917万1,300円に変更するものでございます。

変更契約金額としては1,788万4,900円、21.55%の増額となります。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社 代表取締役 芳山龍二でございます。

主な変更内容についてご説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページをご覧ください。

本工事は、府道752号、和歌山阪南線から南海本線までの区間となります。

2ページに工事変更箇所、3ページ、4ページに主な変更内容を掲載しております。なお、3ページ、4ページの丸数字は、2ページの図面の丸数字箇所となります。

3ページをご覧ください。

①擁壁工につきましては、府道との取り付け部において重力式擁壁を設置する計画でしたが、

法面の有効活用等の観点から、法敷きのままとし、保護コンクリート仕上げに変更するもので、変更金額はマイナス56万8,000円でございます。

②防護柵工につきましては、令和元年5月8日、滋賀県大津市で保育園児らの列に車が突っ込み、16人が死傷した事故の発生を受け、大阪府警の指導により、歩行者の安全を確保するため、歩車道境界部に車両用防護柵を追加するとともに、旧町道赤江線と接続する歩道肩に横断防止柵を追加するもので、変更金額は933万7,000円でございます。

③府道接続部舗装工につきましては、府道との交差点の改良について、大阪府警と道路管理者である大阪府との協議により、交差点の改修区間が確定したため、府道及び町道接続部のアスファルト舗装、歩道部の歩車道境界及び既設側溝の一部改修を追加するとともに、これらの施工に伴い、一般車両、歩行者への安全対策として交通誘導員を追加するもので、変更金額は435万6,000円でございます。

④橋梁工につきましては、南海電気鉄道株式会社との協議により、橋台部の両側2カ所に高欄を含む落下防止柵を町が施工するもので、変更金額は432万5,000円でございます。

⑤坂路工につきましては、隣接する田畑への坂路について、地権者との協議により、8カ所追加するもので、変更金額は301万7,000円でございます。

4ページをご覧ください。

⑥照明灯設置工につきましては、橋台付近の道路照明につきまして、電気配線等はその2工事で施工するため、その2工事として設置を予定していた道路照明灯2基について、その1工事へ変更するとともに、大阪府との協議の結果、府道の交差点照明について、既設照明器具が使用可能となったため、新設部を取りやめるもので、変更金額はマイナス258万2,000円でございます。

以上が令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）の主な変更内容でございます。

今回の変更が生じた理由につきましては、大阪府警、大阪府等との関係機関協議に時間を要したことなどにより、当初の工事発注におきまして、十分設計に反映できていなかったことによるものと、担当課から聞いております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 ありがとうございます。本件も委員会付託が行われないので、この場でいろいろ

お聞きしたいと思います。

さっき聞いていた工期のことなのですが、私の聞き方が悪かったなということがわかりました。私が聞いたかったのは、要は、連絡道路、町道海岸連絡線道路が、その全体の整備工事が全て完了して、供用開始する時期はいつかと、そういう聞き方をすればよかったですね。その質問を一ついたします。

それから、参考資料の3ページの①擁壁工の説明で、府道との取り付け部、法敷きの施工方法を変えるということで減額の提案がございます。もともとは、重力式擁壁を設置する計画だったところを、法敷きのままとし、保護コンクリート仕上げに変更するというので、2ページの図面も見せていただきました。この擁壁工にかかわって、一つお聞きしたいのは、重力式擁壁の計画を法敷きのままにして保護コンクリート仕上げに変更すると。そのことに伴って、安全性に問題はないのかということをお聞きしたいのと、それから2ページの図面で、①の保護コンクリートというのが、何というか、長方形で書かれているのだけれど、この長方形で囲まれて、網かけされている部分、ここが施工箇所というように考えたらいいか。何か、図面から見て、私はもう素人ですからね、よくわからないのですけれど、図面でいくと、保護コンクリートを施工する箇所は長方形、長い面積なのですが、道路はそういう長方形の形をしていないというか、カーブしているわけなのですが、この保護コンクリートは直線なのですか。それは、こういうものなのですか。ああ、そうなのですね、まあ、説明いただければありがたいと思います。

それから最後に、4ページの⑥の照明灯設置工の中で変更や取りやめがあるので減額という提案がございました。それで、その変更については、2ページの図面の一番上と一番下のあたりになるわけなのですが、下側の(その1)工区で照明灯を施工する工事、工事費を計上するので、今回、この議案は(その2)工事ですから、減らすということで、図面の一番下に⑥道路照明灯2基と書いてあるのですが、それは減らすということなので、その後に減というのを付けておくほうがわかりやすいなと思って見ていたのですが、それは何か意図があってというか、何か、こういう説明の書類をつくる時のルールというか、何かそういうのがあるのでしょうか。

ちなみに、府道の接続部ですね、道路照明設置2基については減というように、これはもともと予定していたものをつくらないということですから、まあ、減で適当なのだと。その位置に変更したのは減ではなくて、変更だから減って書かないのかなとか、いろんなことを考えていたのですが、そのあたりの説明資料の作成にあたっての考え方についてもお聞きしておきたいと思っています。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 お答えいたします。

まず1点目の全体工期の件につきましてお答えいたします。

本線開通、供用開始につきましては、来年度、一部工事がありますので、5月末工期、来年度分はですね、5月末の工期で6月上旬の開通を目指しております。

続きまして、擁壁工の分で、府道との取り付け部の当初設計、擁壁で考えていたのを法面保護という工法変更にして安全性に問題はないのかというご質問ですが、結論的には問題はありません。

それと、説明資料の中の記載の仕方ですが、この分につきましては、この長方形でハッチングしている理由につきましては、法面ですので、作成するときに、この長方形の幅の分が法面という認識で、こういう形でハッチングして絵を描いているものでございます。

それと、すみません、照明につきまして、照明ですが、照明の設置部分について、(その2)工事から(その1)工区に施工が変わった分につきまして、資料の6の2基のところは減という形で明記したらどうかというお言葉でしたが、それはそのように考えたいと思っております。すみません。2基という形で、減のつもりでしたが、ちょっと、資料で説明するには、その言葉が不足していたのかなと考えております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

続いて、松尾議員。

○松尾 匡議員 5番の坂路工についてなのですが、今回は(その1)と反対に、当初0カ所であったところが、変更で8カ所になったということですね。これも、なぜ今になって箇所が増えて、こう上がってきたのかということですよ。いつ協議されたのかということをお聞きしたいのですが、これ、設計完了時には確認できていなかったのかなと思うのですが、そのあたり、説明をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 お答えします。

坂路工の0カ所が8カ所に増えた要因としまして、本工区につきましては、昨年度、坂路工を数カ所設置しております。それは近隣地権者と協議して施工しているという状況の中で、今回、当初発注時、設計するときに、坂路工は全体設計の中で位置的に明記されていませんでした。それで、前年度に施工している分につきましても、地権者と図面で協議しながら事前に施工箇所の確認等々を行っております。それで、今回の工事における坂路工につきましては、設計段階に設計担当者のほうが正直、前回は坂路は終わっているものと認識している状況でしたので、再度、

地権者と協議していく中で要望がありましたので、追加という形になりました。

時期は、この工事着手後になります。ですから、9月以降です。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんか。

では、討論をお願いします。

○松尾 匡議員 議案第83号の、この工事請負契約の変更について、(その1)にも共通して言えることなのですが、これは大変大きな額の入札案件であります。その中で、こうやって変更内容ということで、(その1)と(その2)ということで上がってきております。額も減額されているところもあれば、大きく増えているところもあるということで、これは入札案件であることから、公平・公正の観点から、できるだけこのようなことがないように、十分審査、慎重に検討していただいて、やっていただくことを強く要望して、賛成の討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに、討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第84号、工事請負契約の変更について(令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事(その2))を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、残り3議案ですけれども、後の議案は、かなり説明等、時間がかかるとお思いますので、ここで暫時休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。再開は13時からといたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案に入る前に、午前中の答弁で訂正したい旨の申し出がありましたので、許可します。

都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 午前中に松尾議員からご質問いただきました議案第84号の答弁につきまして、訂正させていただきます。

松尾議員からの坂路に関する質問の中で、施工年度について私が平成30年度施工と申し上げましたが、29年度施工の間違いでした。今後、このようなことのないようにいたしますので、どうぞよろしくお願いします。

○奥野 学議長 松尾議員、それでよろしいでしょうか。

○奥野 学議長 日程第4、議案第85号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長 日程第4、議案第85号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

提案理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を整備する必要があるため、本条例を制定するものです。

本制定条例の説明の前に、まずは会計年度任用職員制度自体の概要、現行の臨時職員の雇用条件がどう変わるかなど、会計年度任用職員に係る全般的な説明を先にさせていただきたく、少しお時間を頂戴したいと思います。

議案書と一緒に配付させていただいております概要資料①をご覧ください。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度創設についてという資料でございます。

概要資料①の1ページをご参照ください。

まず、制度創設の背景としまして、平成29年4月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から本町におきましても、会計年度任用職員制度への移行が義務づけられ、今回、2本の条例を制定することになりました。

まず、Aの地方公務員法の一部改正では、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、それぞれの職の任用要件等が明確化され、会計年度任用職員に関する規定が設けられました。

また、Bの地方自治法の一部改正により、非常勤職員であっても、国と同様、労働者性が高い会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されました。

次に、2ページ上段から中段の部分ですが、こうした法令改正により、本町の非常勤職員である臨時職員の全職種が1会計年度を任期とする非常勤の地方公務員として会計年度任用職員に移行されることになりました。

次に、国が示すガイドラインによる会計年度任用職員の基本体系の比較表をご覧ください。

大枠の基本体系を記載しておりますが、会計年度任用職員は2種類に分かれています。一つ目は、常勤の正職員と同じ38.75時間の勤務時間のフルタイム会計年度任用職員、二つ目は、常勤職員より勤務時間の短いパートタイム会計年度任用職員、それぞれ賃金支給ではなく、給与支払い、または報酬での支払いとなり、双方で期末手当が支払われることとなります。なお、正職員と違い、定年の定めがなく、定数外職員でもあります。

次に、3ページ上段をご覧ください。

現行の臨時職員と会計年度任用職員の処遇内容の比較をした処遇改善内容を記載しております。

現行の臨時職員に支給される賃金は、一般職の給料表に準じたものではなく、最低賃金や社会情勢を鑑みながら、町独自で決定してきたものであり、一律に支払われる通勤手当相当額以外の諸手当の支給がなく、最低賃金以外の時給アップ、昇給もありませんでした。

改正後は、正職員が使用する給料表をもとに、給料・報酬が支給され、再任用職員と同月数での期末手当の支給、再度の任用があった場合は、1号昇給を予定しております。

また、フルタイム会計年度任用職員には、令和3年度以降に退職手当を支給する予定です。

なお、現時点では新制度開始日である令和2年4月1日以前の前歴換算、職歴換算は行わない方針ですが、組合交渉を継続しながら、細かい諸条件を含めて規則に盛り込む予定でございます。

それから、同じく3ページの中段の下あたりの給与・報酬の基本給設定のところです。

給与・報酬は現行の臨時職員の時給単価を月額換算し、正職員の給料表の直近上位で決定するため、フルタイム・パートタイム双方とも毎月の給料や報酬、特にこれまで支給のなかった期末手当の支給による年収増加が大きな処遇改善となります。

期末手当部分の支給増加でいきますと、例として、一般事務の臨時職員の場合、フルタイムでは期末手当が23万2,350円の増加、時給974円、6時間勤務の場合のパートタイムでは18万4,842円の増加、また保育士の例では、フルタイムの場合、29万3,250円、7時間勤務のパートタイムでは27万2,097円の期末手当の増加となる見込みです。

今回、お諮りする条例制定が可決された場合、2回の期末手当の支給月数は、職員の2.6月ではなく、財政事情等を考慮し、再任用職員に合わせた1.45月でございますが、現行に比べると年収増加による大きな処遇改善が図られることとなります。

次に、4ページをご覧ください。

上段の3番、休暇制度の充実についてです。現行の臨時職員の休暇制度に関しましては、月1回の年次有給休暇、女性には月1回の有給での生理休暇のみでしたが、5ページの別紙会計年度任用職員に付与される休暇の種類及び日数をご覧ください。本町におきましても、国家公務員の非常勤職員の休暇に準じ、別紙のとおり、会計年度任用職員の休暇制度を規則で定め、休暇制度の充実・拡充を図る予定です。

現行で付与されている年次休暇の確保、国では無給である生理休暇を本町では有給休暇とし、さらに夏季休暇を3日、正職員に準じた忌引休暇などの特別休暇を加え、また無給ではありますが、私傷病、子の看護休暇、介護休暇などを加えて、休暇制度の充実を図るものです。

続きまして、4ページに戻っていただいて、4番、非常勤特別職員の整理についての部分をご説明させていただきます。

法改正を受け、現行は報償費や賃金などで支給している本町の非常勤職員全般についての整理・見直しを行い、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、非常勤特別職員として学校医や学校薬剤師などを加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として移行するものです。

以上のように、法改正を受けて、追加議案として2本の条例制定を上程しております。条例で大枠を定め、規則で詳細を定めていく必要もあり、今後も組合とも協議しながら、住民サービスのさらなる向上を担う臨時職員等の処遇を決定してまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールとしましては、今般上程しております条例制定にご同意いただけましたら、1月公募、2月から3月で選考・採用手続を行う予定です。

以上で概要資料①に基づく会計年度任用職員制度全般に関する概要説明を終わります。

それでは、大もとの条例改正に戻っていただき、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に関する説明をさせていただきます。

引き続きまして、概要資料の②岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案の概要についてをご覧ください。

概要資料②番に沿って、制定条例の内容を御説明させていただきます。あわせてお手元の議案書もご参照ください。

まず、概要資料②の1ページをご覧ください。

1番、条例制定の目的についてです。

第1条関係となります。本条例は、地方自治法及び地方公務員法の改正に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることが目的であると規定するものです。

2、会計年度任用職員の給与についてです。

第2条関係となります。フルタイム会計年度任用職員については、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等を、パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬及び期末手当を支払うことを規定するものです。

次に、3番、フルタイム会計年度任用職員の給与についてです。

第3条関係となります。フルタイム会計年度任用職員の給料月額及び職務の内容は、一般職の給与に関する条例の別表第1の一般職の給料表を適用し、下記の職務の号給及び級別基準職務表に応じた給料月額、職務内容とします。全ての会計年度任用職員の給料号給は1給1号から93号給までとするものと、それから2給1号から125号給までの一般職の給料表に準じるものと規定するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

4、フルタイム会計年度任用職員の給料及び諸手当の支給についてです。第4条から第11条関係、第13条から第15条となります。

フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第12条で規定する給料の日数計算方法を準用し、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当の支給、その端数処理方法を規定するものです。また、勤務1時間当たりの給与額、その減額についても規定しております。

次に、5、フルタイム会計年度任用職員の期末手当についてです。第12条関係となります。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数に関して読みかえ規定を適用し、再任用職

員と同月数の0.725月、つまり6月期、12月期を合わせて、計1.45月とし、6カ月以上の勤務実績を支給要件とするよう規定するものです。ちなみに、正職員の期末手当の支給月数は1.3月で、6月期、12月期を合わせて計2.6月でございます。

次に、6、パートタイム会計年度任用職員の報酬についてです。第16条関係となります。

月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を1週間当たりの勤務時間で割り戻して支給し、日額や時給で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を日額換算、時給換算して支給するものと規定するものです。

また、フルタイム会計年度任用職員だけではなく、パートタイム会計年度任用職員にも地域手当相当分を報酬に含ませて支給できるよう規定するものです。

次に、7番、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務、時間外勤務等に係る報酬等についてです。第17条から第21条関係となります。

パートタイム会計年度任用職員について、特殊勤務手当、時間外勤務等の諸手当も報酬として支給できるように規定し、またその端数処理も規定するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

上段の8番、パートタイム会計年度任用職員の期末手当についてです。第22条関係となります。

パートタイム会計年度任用職員にも期末手当を支給できるよう規定し、その支給月数に関しても、再任用職員と同月数の100分の72.5、フルタイム会計年度任用職員と同月数であると規定するものです。

次に、9番、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給についてです。第23条から第25条関係となります。

パートタイム会計年度任用職員の報酬支給に係る計算方法を規定し、勤務1時間当たりの報酬額、その減額について規定するものです。

次に、10番、会計年度任用職員の給与からの控除等についてです。第26条から第31条関係となります。

会計年度任用職員の給与天引に係る規定を正職員に合わせ、口座振替の方法による給与、報酬、費用弁償等の支給、その他規則への包括委任を規定するものです。

最後に、11の附則としまして、本条例は令和2年4月1日から施行するものとし、期末手当に係る本条例施行前の在職期間の通算規定を特例措置として設けております。期末手当支給対象者として、前年の12月2日から臨時職員として在職していた臨時職員を加えるものです。

改正内容の説明は以上でございます。

なお、制度構築と職員団体等との協議にも時間を要し、追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶 議員 今ご説明のあったとおり、委員会付託が本来行われるべきところだったというように、お配りいただいた資料を見ながら、改めて感じていたところではありますが、先ほどご説明あったとおり、職員組合との協議に時間を要したというご事情があったようでありました。

質問を幾つか行います。

概要資料の①に基づいてお尋ねをしたいと思います。

議長、あれですね、これは会計年度任用職員については、二つの議案が今回提案されているのですが、今聞くのは、議案第85号にかかわることですね。ちょっと、逸脱していたら言ってください。概要資料の①というのは、もう二つの議案にまたがっているもので、それは後で聞いてくださいという中身でしたら言ってください。

概要資料の①の3ページで、大きな3番、臨時・非常勤職員に対する主な処遇改善内容というところの中でお尋ねをいたします。

ご説明のとおり、期末手当については、フルタイム、パートタイム、差別なく、年間の支給月数については、不十分であるとはいいながら、支給が予定されるという提案でございまして、それは大変結構なことだと思いますし、妥当性があるというように思っています。

昇給にかかわってお尋ねをするのですが、一覧表の中で、改正後のフルタイム、パートタイムの昇給の欄で、再度の任用があった再、前年分を経験年数として号給加算を行い昇給させるという説明の後に、括弧書きで、ただし5年を上限とすると書かれています。これは、なぜ5年が上限であるのか、お尋ねをしたいということと、それから前年分を経験年数として号給加算を行いということにかかわってお聞きするのですが、先ほど、説明の中で1号昇給を行うということが説明されました。それで、会計年度任用職員というのは、1会計年度単位での雇用ということになりますので、例えば、ここで言われている5年を上限とすると書かれておりますが、昇給は、この説明を見ると、ちょっとよくわからなくて、前年分の1回だけということになるのか、5年を上限ということになると4回昇給するというように捉えられるのか、ちょっと、そのあた

りについてもお聞きしたいと思います。

それから、同じ3ページの、今、大きな3番の(1)のところを質問させていただいておりましたが、(2)番、制度導入による臨時・非常勤職員の影響額についてというところで、お尋ねをいたします。

来年度の岬町における影響額はいかほどとお考えなのか。それから、この制度はもともと国が勝手に決めてきた制度ですので、財政措置が問題となりますけれど、その財政措置については、どのようになる見通しなのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと待ってよ、休暇は次でしたか。

ということは、質問の大ききは二つかなと思います。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず、昇給の上限がなぜ5年かというご質問に対するお答えですが、一応、定年退職をした再任用職員の任期が基本的には5年、それから任期付職員の任期に関しましても、3年から5年ということで、任期付と、再任用職員とも、上限が5年ということ considering、会計年度任用職員も1会計年度の職であるということはあるのですが、一応再任できる、定年がないということで、選考に基づいて、雇い続けようと思えば、働ける限り、いつまでもいけるのですが、昇給とか給与関係に関しましては、任期付職員と、それから再任用職員の5年という、期限を考慮しまして決定した次第でございます。

あと、昇給の回数なのですが、昇給の回数につきましては、中原議員おっしゃったように、4回、令和2年4月1日から、次の年度、再任された場合、昇給してということで、基本的には、任期が5年というわけではないのですが、4回昇給するような形を今のところ考えております。

ただ、お給料に関しましては、毎年10月に最低賃金の更新が、恐らくここ数年、まだ上がり続けるのかなという形ですので、昇給とか、最低賃金とか、そのあたりは人勧も含めて、その分を考慮しつつ、お給料自体は総体的には上がっていくのかなと考えております。

それから、今回の会計年度任用職員導入に伴う影響額についてですが、全体的に申しますと、一番期末手当の増額が大きいのですが、年間、今の臨時職員をそのまま、今の制度に移した場合、試算したところ、約4,000万円、今の賃金を支払っている支給額、それにプラスアルファ、増加額としまして4,000万円程度が増加する見込みです。

それから、財政的な措置といえますか、12月の下旬あたりに総務大臣のほうで地方財政計画

の中に、会計年度任用職員の導入に伴う各市町村、団体の人件費の増加に対する支援措置ということで、一応、地方財政計画のほうには盛り込みます、それから1,700円程度を会計年度任用職員用の財源として、一応計画的には盛り込むということで、12月に、すみません、額、1,700億円です、すみません。全体としまして、交付税措置になるのか、補助金になるのか、よくわからないのですが、恐らく交付税算入されるのかなという形なのですが、交付税自体の全体の額自体が、うちに割り当てられる分が大きくなるのか、その辺がよくわからないので、中身的には、会計年度任用職員用に、財政措置はしていただけるということなのですが、町に割り当てられる金額自体がどうなるのかというのが、実際わからないという状況でございます。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただきました5年の上限の問題について、重ねてお尋ねをいたします。

お答えでは、再任用職員や任期付職員と合わせたということでありましたけれども、果たして本当にそれはそうであろうかという疑念を私は持っています。というのが、昨年4月から労働契約法が改定されて、5年以上雇用された者については、本人が希望すれば、無期限雇用ができるという労働契約法の改定が行われておりましてね、その関係で5年以内におさめたいということではないのかなという疑問を持っているのですが、そこはいかがかということをお尋ねします。

それから、今、多くの臨時職員や非常勤職員の皆さんの手によって公務労働が支えられているわけですが、参考までにお尋ねしますけれど、そういう雇用形態にある方の中で、最長の勤続年数の方は何年なのかということもお聞きしたいというように思います。わかればいいですよ。

それから、もう少し、5年を上限とするという、昇給についてのところでお聞きするのですが、ほかの団体なんかで、もう既に、この議案を提案しているところの中身を幾つか見てみますと、例外の規定を設けているところもありまして、特別な事情がある場合は5年の上限の対象外とすると、要は6年以上続けて雇用するということが同時に書かれているところもあるのですが、岬町においては、そういったことはお考えではないということなのか。

それからまた、その5年を上限とするということですが、5年ぎりぎりまで連続して雇って、間に空白期間を1日つくって、それでまた新たに1年目の採用というような、そういった運用もお考えなのか、お聞きしたいと思います。

2点目にお答えをいただいた影響額については、現況のまま試算すると、年に4,000万円

ほど必要になるということでありました。これはちょっと国との関係ですので、あちこちから要望も挙がっていますけれど、これはやはり国が決めたことだから、全額国が措置するべきだというふうに思いますし、交付税算入というのは非常に危険な考え方だと思うのですよね。交付税措置していますからってという言葉でいろいろ丸めて地方にお金が来るわけなのですが、そうしたらあれこれの事業に対する交付税、全部足し算したら総額で合うのかということ、合わないというのが通例ですから、今も全国の町村議長会とか市長会とかいろんな団体で、この制度の財政措置については要望されていますけれど、ここは引き続き状況を見守りながら、全額きちんと措置されるように、交付税措置というような曖昧な形ではなく、わかりやすい形で全額が措置されるように求めています。お願いします。

質問は、その1点目の昇給にかかわっての問題でお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の5年を上限としての話なのですが、無期限雇用に関しましては、一応、何年前にそのような話で新聞等、にぎわったことがあるのですが、基本的には地方公務員、今は臨時職員もそうなのですが、基本的には労基法はその部分は一応外れるということで、もともと今の臨時職員さんにしても、5年以上働いてはる方はたくさんいらっしゃるのかなどは思うのですが、基本的には、その部分は労基法からは適用除外ということでなっております。

それから、2番目の最長の、今のアルバイトさんで一番長い方が何年かということなのですが、ちょっと手元に資料はないのですが、10年ぐらいは働いている方は恐らくいらっしゃると思うのですが、20年は多分いってないと思うのです。すみません、ちょっと資料がないので明確なお答えはできないのですが。

それから、5年で昇給を止めるってその話の続きからのことで、空白期間といいますか、今現在もそうなのですが、基本的には何かこう、1日ちょっと休んでもらって雇用を一旦切るとか、その辺、雇用の空白をつくるってことは、今もそうなのですが、先々全くそのあたりは考えておりません。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 すみません、あれを答えてもらってなかった。例外は検討しなかったのかというやつ、6年以上の。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 例外規定に関しましては、今のところ規則等で定めていくのですが、制度自体、来年4月からスタートするというので、いろいろほかの市町村と比べて、いろいろ足りない部分とか、今後、国の制度も変わって改善していくべきところ、いろいろあるのではないかなとは思いますが、今のところ5年昇給、スタートということでさせていただいて、その制度が安定してきているような形で、将来的には近隣の市町村の給与とか、その辺いろいろなバランスを考えて、そのあたりは改正を検討する余地はあるかもわからないのですが、今のところは基本的には5年ということで、今現在考えております。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお答えいただいた公務員は労基法から外れるという話、確かにそうなのですよ。私が申し上げた、昨年4月からの改定で、5年以上雇用された者は本人の申し出により無期限雇用、正規雇用になれるという規定が公務員は外れているのですよね。

そのことからいいますと、これはそもそも公務労働の分野で、やはりこういった不安定雇用を生むということに手をかすということになりかねませんから、法律ですので岬町の条例でそれ以上のことはなかなかできないということになるかとは思いますが、民間の分野でもこういったことが行われているのに、公務の分野でそういった運用というのはいかなるものかというように申し上げておきたいと思います。

それで、雇用の空白を作るということは考えていないとおっしゃいました。ということは、来年度から働くとすれば、連続して5年間までしか、現状の制度のままだと働けないというように考えたらいいのですかね。例えば間に1年、別のところで働いて、また一からというような働き方をするというケースもあるのかもしれませんが、わざわざ雇用の空白を1日つくとか、そういう恣意的なことはしないと。それは大変結構なことだと思いつつ聞いていたのですが、もう連続して5年お仕事を続けたら、そうしたらもうそこで必ず、その次の雇用の契約はないというように考えたらいいのか、そのあたりをもう一度お聞きしたいと思います。

それで、先ほど勤続年数の最長は何年ぐらいですかということでお聞きしたのですが、10年ぐらいはおられると。20年はないかなという返事でありました。それで、やはりまだ検討の余地があるようでしたけれども、前歴の換算については、現時点では制度導入前の前歴換算はしないということを述べつつ、組合交渉を重ねていきたいというようにおっしゃられましたので、ここについては1年目の方と、全く1年目の方と、それから過去に既に10年勤続年数がある方でいいますと、もう繰り返し試験も受れたり、あと経験も重ねておられるわけで、そこはやはり不公平感や意欲をそぐということにもなりかねませんので、その点については、組合の協議も丁

寧に進めていただければいいとは思いますが、そこは大いなる改善点だというように指摘をしておきたいと思います。

それで、これもう3回目ですね、私。最後にお尋ねするのですが、私が一番懸念するのは、この制度の導入に伴って不安視されるのは、いつまでたっても非正規雇用から抜け出せないという問題や、いつでも雇止めが可能だという不安があるというようなことなのですね。同時に、このことが正職員の削減につながっていかないかということも、私の懸念材料の一つなのです。

使う側という言葉、私、余り好きではないのですが、使用者側という言い方をよくしますよね。使用者側にとっては、なるべく財政負担が少なく、いつでも首切りができる状態で雇うというのが都合がいいわけなのです。そういう人たちをたくさん作って、その人たちにたくさん仕事をしてもらって、そのことで正職員を減らすというようなことにもつながっていかないのかなという不安があるのですが、そういったことは、将来全く心配ありませんよというように言えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

それで、5年期限といいますのは、あくまで1年たって再任された場合、4月1日に一部を昇給するわけなのですが、その昇給の回数が4回というだけで、あとはそのまま、もし選考によって雇用が決まった場合はそのままのお給料になって、恐らくは人勤とか、それから最低賃金のアップによって、相対的にお給料のほうは上がってはいくのですが、実際、会計年度任用職員につきましては定数外職員であって定年はないということなので、元気に働き続けていってもらえる限りは、雇止めとかそういうことは今のところ考えてはおりません。

それから、今の臨時職員さん、会計年度任用職員になったとしても、結局、一会計年度の職務に当たる、もう1年限りみたいな感じで、もともとの制度設計がそういう形になっておりますが、今までどおり選考によってそのまま継続されて、将来的に岬町のために正職員とともに頑張ってもらえるということは間違いはないのですが、あとはそれが正職員の削減につながるかっていうあたりに関しましては、全体的な総人件費の抑制の問題もあるのですが、基本的には今いる正職員、それから再任用職員、それから任期付職員さんと会計年度任用職員さん、あらゆる職種、職員が住民サービスの維持・向上のために頑張っていってもらってという話にはなるのですが、ただ、今現在、臨時職員さんの数が正職員の数を上回っている状況にありまして、本来、全ての業務は常勤の職員でというあたりからすると、逆に総人件費の抑制の問題はあるかも

しませんが、正職員の数を、将来的には逆に増やすような形で、できるだけ非正規の皆さんの数を減らす、どちらかといえば、将来的にいうとそういう方向で動いていく可能性のほうが高いのではないかということ、今考えております。

○奥野 学議長 答弁漏れは、ありませんか。

ほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

(「反対ではありません」の声あり)

○奥野 学議長 反対の方おられませんね。

では、賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第85号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

私は、この制度の導入そのものには賛成ではありません。けれども、担当の職員の皆さんが非常に苦勞をしながら、この国が勝手に決めた制度に準じて、岬町の中でのルールを作っておられることも存じ上げておりますし、また組合との交渉も非常に丁寧に行っておられるというふうに認識しておりますので、そういったことを考えますと、今後の引き続く努力に期待をして反対はしないでおこうというように考えました。

ただ、内容については、担当の方もお感じだと思いますけれども、フルタイムとパートタイムに格差があるという問題や、また、期末手当についても年の月数に正職員との大きな差があるという点等々、また、退職金についてはフルタイムとパートタイムで、これまた差があるといったようなことなど改善、大きな改善も見られる一方で、大きな課題も残されているというように思いますので、今後、職員組合との丁寧な交渉も重ねつつ、岬町として独自の努力をさらに重ねていただいて、この制度の導入でさらに不公平感を払拭し、また労働意欲を高め、この会計年度任用職員の皆さんにも、住民の皆さんの住民サービスの向上のために働いていただけるような制度に、よりよい改善を行っていただくことを求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第85号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第86号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第5、議案第86号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

提案理由としましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い関係条例を整備等するため本条例を制定するものです。

議案書と一緒に配付しております概要資料の③をご覧ください。会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例案の概要についての資料でございます。概要資料に沿って、制定条例の内容をご説明させていただきます。あわせてお手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

まず、概要資料3の1ページです。

1、条例制定の目的についてです。

臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化と適正化を図るため、令和2年4月1日より導入が予定されている会計年度任用職員制度の創設に伴い、法令改正に準じて関係条例に所要の改正が必要なたため本条例を制定するものです。

また、あわせて特別職非常勤職員の任用についても厳格化が図られ、限定された範囲の職のみが特別職非常勤職員となることから、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、学校医等の限定された範囲内の職の追加及び範囲外の職を削るなどの一部改正を行う必要が生じたため、整備等として所要の改正を行うものです。

次に、2番、岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてです。第1条関係となります。

フルタイム会計年度任用職員に関し、定数外職員ではありますが、人事行政の運営等の状況について、公表の対象となるよう改正するものです。

次に、3番、職員の分限に関する条例の一部改正についてです。第2条関係となります。

会計年度任用職員の分限処分に関して、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職であるという趣旨を鑑み、その休職期間について、正職員の3年とは違い、1年以内、一会計年度内と読みかえて、読みかえ規定を適用するほか、引用条文の整理、文言修正を行うものです。

次に、4番、職員の懲戒及び効果に関する条例の一部改正についてです。第3条関係となります。

会計年度任用職員についても、懲戒処分の対象となるため、減給の効果がフルタイム会計年度任用職員の給料・地域手当、パートタイム会計年度任用職員の報酬まで及ぶよう改正するものです。

次に、2ページをご覧ください。

5番、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてです。第4条関係となります。

旧地公法第22条第1項から第7項で規定していた条件付採用と臨時的任用に関する規定のうち、第2項から第7項まで削除改正されたため、本条例で派遣しない職員として規定している引用条文を改め、条件付採用を条件付採用に字句修正を行うものです。

次に、6番、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正についてです。第5条関係となります。

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を38時間45分未満とし、勤務時間や休暇等の諸条件を再任用短時間職員や任期付短時間職員と同じとなるように改正するものです。

次に、7番、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。第6条関係となります。

働き方改革の推進を図るため、会計年度任用職員制度の導入に伴い、育児短時間勤務制度に関する規定も追加するもので、フルタイム会計年度任用職員だけではなく、正職員などの常勤職員にも適用するほか、引用条文の整理、文言修正等を行うものです。

育児短時間勤務とは、小学校就学前の子どもを養育する職員が、常時勤務を要する職を占めたまま、勤務時間を短縮できる制度で、勤務していない時間はもちろん無給となります。

次に、8番、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。第7条関係となります。

地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の任用についても厳格化が図られ、限定された

範囲の職のみが特別職非常勤職員となることから、非常勤職員の業務内容の精査、職の整理を行い、本条例別表から非常勤嘱託職員、水門等操作員、社会教育指導員を削除し、今まで報償費で支払っていた学校医や学校薬剤師等への対価を報酬として支払うよう追記するものです。

引き続き、3ページをご覧ください。

9番、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてです。第8条関係となります。

非常勤職員の給与に関しては、任命権者が常勤の職員の給与との権衡を考慮して給与を支給するものと規定されていましたが、会計年度任用職員の給与として、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により定めるものと明記するものです。

次に、10、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてです。第9条関係となります。

退職手当の支給対象は、フルタイム会計年度任用職員だけであり、パートタイム会計年度任用職員には支給しないことと国から示されているため、明記するものです。

最後に、11の附則です。

本条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

改正内容の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 先ほどと同じく、概要資料①からお尋ねをしたいと思います。

4ページの休暇制度の充実について、これは前ページから続いているところになりますが、大きな3番の(3)ということになるかと思えます。

休暇制度の充実について、こういう充実が図られるということで、大変結構だと思いますけれど、ここでもやはりフルタイムとパートタイムの格差が見てとれますので、この点については改善を求めたいと思えますけれども、この(3)の最後に、規則委任というようになっているのですね。この規則に委任された場合というか、規則で定めておいて、その都度必要があれば規則を見直すということになっていくという意味なのかなというように思っているのですけれども、規則ってというのは、例えば議決案件ではありませんので、私たち議会が全く知らないままに変えてしまわれるということがあるので、この規則を変更される場合に、例えば全員協議会等の場で議会に報告をいただくというようなことはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、八つの条例の一部改定ということで、まとめてご提案いただいているわけなのです

が、その中でとりわけ分限だとか懲戒、処分にかかわる内容ですね、そういった事柄も含まれていますので、もちろん守秘義務は守っていただかないといけませんし、公務員としてのお仕事をさせていただくことになるわけですが、罰則は非常に厳格化されて、それが処遇に見合うかという、不十分な部分があると思いますので、その点についても、今後改善をぜひご検討いただきたいというように思います。

それで、大きな7番の今後のスケジュールなのですが、ちょっとここでお尋ねをしますけれど、非常にタイトなスケジュールだなというように思います。まず、大変厳しい状況だなというように思うのが、12月最終週に、現臨時職員、非常勤・特別職員一部に、制度概要について周知を行うというところがあります。

これは、どんな形で行うのか、全員にきちんと、周知ですのでね、どういう形の周知をお考えなのか、一番丁寧だなというように思うのは、直接お会いをして、また一堂に会してというか、お集まりいただいて説明をし、そこで質疑もできるというのが一番丁寧だというように思いますが、これ、どんな形で周知を行うという予定なのかお聞きしたいと思います。

それから、採用の手続、2月から3月ということですが、昨年も、やや採用の手続には手間どったようでありましたから、来年度についても遅くならないように、これは要望しておきたいと思います。

それから、5ページの別紙ということで、会計年度任用職員に付与される休暇の種類及び日数とタイトルがありまして、その下に労働基準法に定める年次有給休暇の考え方というふうに書いてあるのです。これをどのように見たらいいのかなというように私は疑問に思っていたのですが、ここに書かれていることが来年度以降、岬町で適用しようと考えられている中身というように受けとめていいのかなどうか。何か、この書き方だと、労基法ではこういうようになっていますよということだけを紹介されているのかなと、資料を見ていたときは思っておりました。しかしながら、先ほど説明を聞いておきますと、これは岬町で来年度以降やろうと思っていることなのかなと思ったので、そのあたりについてお聞きしておきたいと思います。

それから、表の中で、上のほうは有給で、下のほうが無給というくりになっている休暇の欄なのですが、無給の一つ目の私傷病、私の傷病というところに、①のマークがついているのですよ。それからずっと下にいくと、介護休暇のところの説明の中に、②と書いていて、その下の介護時間に③と書いてあるのだけど、この①、②、③はどこに符合しているのかがちょっとよくわかりませんで、表の見方という単純な質問で申しわけないのですが、お答えをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長 中原議員のご質問にお答えします。

まず、休暇制度のことなのですが、実際、フルタイムとパートタイム、それぞれ国の非常勤制度に合わせた形ということで、これ、もうそのまま同じような形で記載しております、唯一違うのが、生理休暇、月1日だけなのですが、それだけ無給を有給に変えたということで、今まで臨時職員さんに関しては、月1日の年次休暇と、それから女性の職員は生理休暇1日、有給でということで、それは一応、今も、これから来年4月1日以降も、今の条件は最低限維持する方向で決めているのですが、それで休暇の、上のほうの年次休暇の部分なのですが、労働基準法に定める年次休暇の考え方ということで、ちょっと何か、もともと、今現在、年次有給休暇を1日と、それから生理休暇もそうなのですが、年次休暇自身、毎月1日ありますので、新しく、新規採用された臨時職員さんも、ほぼほぼ、年間12日間、一応つくような形で、これ、例えば5日以上勤務で半年、六月经過したときに、六月经過後に年次有給休暇を10日与える、最低限の労働基準法のくくりで、僕らはいつも考えているのですが、基本的には、新規で新しく雇用したとしても、月1日の有給休暇はもうつけていくような形になりますので、なので、一応、最低限の労働基準法の年次有給休暇を定めたものという解釈を人事のほうではしています。

それで、ただ、これから会計年度任用職員の制度が来年4月から始まって、そこから新しい制度によって継続雇用がされていく中で、例えば、6年6カ月たてば、20日の年次有給休暇を与えなければならないということで、今のうちの状態でいくと、先々、12日を超えてしまうときが来年4月1日から、恐らく来年4月1日から2年6カ月たって、12日間の有給休暇、それ以降になると14日、16日、18日、20日と増えていきますので、この件に関しましては、先々の会計年度任用職員制度の中で労基法の最低限の年次有給休暇を下回った場合は、年次休暇は増やす方向で今のところ考えております。

それから、分限とか、懲戒処分、そのあたりのことなのですが、実際、今現在、臨時職員さん、頑張ってもらっているのですが、今回、処遇改善ということで、期末手当等について、年収がちょっとアップすることなのですが、それで実際、正職員と同じく懲戒処分等の、きつい処分がかかってくる可能性があるということなのですが、ただ、会計年度任用職員とはいえ、非常勤の職には変わりはないので、あくまで正職員の補助として、今まで頑張ってきていただいたし、これからも頑張ってくださいなのですが、懲戒処分の対象になるようなことをさせないように、正職員なり、管理監督者が業務の中身をじっくり見て、単

独で、例えば臨時職員さんとかに業務を、正職員がやるような業務をやらせて、任せて、それで何か問題が起こって懲戒処分にされるとか、それは正職員としてはあってはならないことだと思います。それとあと、ただ職務に関しては懲戒処分等、そういうことは正職員もいますし、そういうことにはならないのかなと思うのですが、ただ、例えば公務員として、懲戒処分にかかるということになると、お休みの日とかに、例えば自家用車を運転していたときに、ちょっとスピード違反とか、自分の運転誤りで相手さんに、人身事故みたいな形で大きな被害を与えてしまつてとかなつた場合、今の正職員と同じく懲戒処分の対象になることは考えられますので、そのあたりは会計年度任用職員の制度の説明をするときに、いろんな文書の中でもそういうことは入れていこうかなと考えております。

それから、周知につきましては、一応、今のところ、今回追加議案にはなつてしまったのですが、可決していただきましたら、来週あたり、起案、決裁もあるのですが、1月1日付で、毎年臨時職員の公募を行っております。同じような形で会計年度任用職員として公募をする、公募というより登録申請なのですが、まずはいろんな職種、幾らで設定していますので、登録しませんかというような広報を1月にするので、今現在いる、なかなかの臨時職員さんに関しては、同じような、公募するような形とプラスアルファ、今回、議会で上程させていただいたときに、職種別で、今の現行は幾らやけど、次幾らになりますみたいな感じで、若干説明を加えて、公募の部分も含めて、それで各課のほうに、来週あたり、決裁をとってから通知をしよう、今のところ考えております。

それで、実際、臨時職員さん全員を呼んで、どこかの会場で、会議室とかで説明するのが一番ベストとは思うのですが、ちょっと時間の関係で、一応、一旦通知を年内にさせてもらって、それで、それぞれ聞きたいことがあれば、私とか、担当職員がいますので、そのあたり、質問に答えていこうかなと、今のところ考えております。

あとは、すみません、最初の質問のほうで、全協とかで報告とかいう話なのですが、規則の改正なので、そこまでちょっと考えていなかったのです。

それとあと、休暇のほうの表のほうで、米印、何か、①とか、②、③とか、いろいろついているのですが、これ、すみません、ちょっと消し忘れです。

○奥野 学議長 答弁漏れございませんか。

よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、中原議員、賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第86号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

この議案についても、いろいろ聞かせていただきました。休暇については、先ほど指摘したとおり、フルタイムとパートタイムで格差は残しつつも、国基準を上回る、例えば生理休暇、月のうち1日とはいえ、有給休暇を従前からそれは認めているわけですが、新しい制度の導入後も引き続き実施していくということや、当たり前のことですが、労働基準法を上回るといいですか、それは最低限守る形で運用していくということが語られたところであります。

これまでと比較して、この休暇の面についても改善が見られますので、反対まではいたしません。先ほど申し上げたとおり、正社員並みに罰則は厳格化されるということに伴うものでもありますので、やはり同一賃金同一労働の考え方にふさわしく、今後一層の処遇の改善を図っていただきたいというように要望して、賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第86号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第6、議員提出議案第5号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号

機設置を求める意見書を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。岬町議会議員、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第5号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書（案）を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者、和田勝弘。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、中原 晶、坂原正勝、竹原伸晃、辻下正純、谷崎整史、道工晴久、出口 実、以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書（案）。

平素は本町の交通安全対策や、安全・安心なまちづくりにご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、第二阪和国道が開通し、本町住民の日常生活のアクセスや利便性が向上したことは大変喜ばしいことでもあります。しかし、孝子ランプ交差点においては、地形上、見通しが悪く、特に和歌山方面からランプをおり、右・左折する際には、歩道を走る車両と接触するおそれがあると町内の住民より多数の意見をいただいております、実際に接触事故も発生している状況となっております。

このことから、本町議会としましては、車両の円滑な通行並びに児童の安全を確保する上で、信号機設置の必要性を確認しております。

既に、本年11月5日付で自治区長会より、12月12日付で岬町長より信号機の設置を要望しており、町民はもとより、道路利用者の通行の安全を守る観点から、早期の対策を必要であると考えております。

本町議会としましては、交通事故による危険を回避するためにも、一日も早い信号機の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月20日。大阪府泉南郡岬町議会。

提出先は大阪府警察本部長、大阪府公安委員会委員長。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですね、反対の方は。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 じゃあ、竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 議員提出議案第5号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

このランプにつきましては、従前から多数の方面において信号機をという話も聞いておりました。そんな中、やはり利便性を求める一部の方は、信号機がなくても安全に通行したら大丈夫だという強固な意見も聞いたこともございます。

住民の中でいろいろ意見が割れているのかなということもございますが、過日、11月26日なのですけども、私、ちょうどその孝子ランプをおりて、深日ロータリーのほうへ向かっていた、午後3時ぐらいのころ、やはり危ないなと思っている中、数分前であろうと思われませんが、赤い車と白い車の大きな事故を見ました。やはり、懸念されていたことがあったのかなというように思っております。

なぜ、意見書ということになるかという、予算をつけてくれるのは府道であったら、府のほうだということですが、大阪府においても、信号機を新たに新設するのは、聞くところによると1年間で、大阪府下で100基、泉南署管内で1個か2個、そんな中でここに信号をつけるのはなかなか難しいのではないかと、以前からのそういう議論ですけども、やはり町長も要望されているように、議会としてね、このように意見書をまとめることはいいことだなと思います。

そして、一つ懸念しておきたいのが、一つ、和歌山側、この孝子ランプおりて、一つ、和歌山側に余り使われていないであろう信号機がございまして。というのは、下孝子の地区から府道を越えて墓地のほうまで行かれるための横断歩道に合わせた信号がございまして。それは余り利用頻度がないと思われがちですが、地元の住民の方に聞き取りをすると、1日に何人もの方が渡っていて、以前に死亡事故も起きたのだと。やはり信号がなかったら、危険なところなので、その信号はしっかりと守ってほしいという意見を聞きました。あの地区に2台の信号機が必要だと。

例えば、信号機を移設するということでしたら、孝子ランプに信号を設置するハードルが低くなると思うのですが、ここはもう新たに作ってほしいというのが、地元住民の皆さんの声でしたので、それを紹介させていただきます。

以上、討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、中原議員、討論どうぞ。

○中原 晶議員 議員提出議案第5号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書に全面的に賛同する立場で討論を行います。

意見書(案)の文章にあるとおり、孝子ランプの交差点は地形上見通しが非常に悪くて、ご紹介されているとおり、和歌山方面からランプをおりて、右・左折する際に府道を通る車両と接触するおそれがある。本当に書かれているとおりで、私のもとにも、あわや間一髪だったと、何とかしてほしいと、本当に寿命が縮まったと言わんばかりの訴えもございましたので、これはぜひとも、一刻も早い設置をと望むものであります。

交通量が少ないことを理由に、信号機が設置されないというようなことがあってはなりません。実際に、接触事故も発生しているということでもありますから、私も一日も早い信号機の設置を強く要望するこの意見書に全面的に賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 2時29分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年12月20日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 辻 下 正 純

議 員 小 川 日出夫